大船渡市子どもの読書活動推進計画

平成 28 年 3 月

大船渡市教育委員会

大船渡市子どもの読書活動推進計画

第１章　計画の基本的な考え方 …… 1
１　計画策定の趣旨 …… 1
２　計画の位置付け …… 1
３　計画の期間等 …… 1

第２章 子どもの読書活動の意義と本市の現状 …… 3
１　子どもの読書活動の意義 …… 3
２　国及び県の動向 …… 4
３　本市の現状と課題 …… 6

第３章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方 …… 12
１　子どもが本に親しむ環境づくり …… 12
２　家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進 …… 12

第４章　子どもの読書活動の推進における市の取組の方向性 …… 14
１　読書活動推進の中核となる施設の整備・充実 …… 14
（１）学校図書館の充実 …… 14
（２）市立図書館の充実 …… 14

２　家庭、地域、学校等における読書活動の推進 …… 16
（１）家庭における取組の推進 …… 16
（２）地域における取組の推進 …… 17
（３）学校等における取組の推進 …… 17

３　関係機関等との連携協力及び推進体制の整備・充実 …… 19
（１）関係機関等との連携・協力 …… 19
（２）推進体制の整備・充実 …… 19
（３）子どもの読書活動の普及・奨励分野における連携・協力 …… 19

４　計画指標 …… 20

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨

国においては、子どもの読書活動の取組を推進するため、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、翌年 8 月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「国計画」という。）を策定しました。その後、平成 20 年 3 月策定の第 2 次計画を経て、平成 25 年 5 月に、これまでの計画推進の成果と課題を明らかにするとともに、それらを踏まえた新しい計画を策定しました。

県においても、平成 16 年 3 月に「岩手県子どもの読書活動推進計画」（以下、「県計画」という。）、平成 21 年 6 月に第 2 次計画を策定し、「子どもが本に親しむ環境づくり」「家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進」「子どもの読書活動に関する普及・奨励と社会参加活動の促進」の 3 つの基本的な考え方のもと、取組を進めてきました。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「市町村は当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（市町村子ども読書活動推進計画）を策定するよう努めなければならない」と規定されています。

これまで本市では、「大船渡市教育振興基本計画」に基づく各種施策によって子どもの読書推進に取り組んできたことから、子ども読書活動推進計画を策定しないこととしてきました。この間、家庭、学校、地域社会、市立図書館等がそれぞれの立場で子どもの読書推進活動に取り組み、読書に親しむ子どもたちの割合が少しずつ増えるなどの成果を上げてきたところです。

しかしながら、それぞれの領域で取組が完結してしまう傾向があることに加え、年齢が上がるにつれ、読書者の割合が減少するなどの課題が生じています。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を経験した本市においては、大船渡の復興・発展を担う人材育成を継続的に図っていく観点からも、子どもの読書活動の充実が一層求められています。

これらのことから、社会の変化を的確に見据え、教育のより一層の振興を図りながら、本市の特性を生かした子どもの読書活動の推進のあり方を明確にするため、この計画を策定することにしました。

２　計画の位置付け

本計画は、本市の子どもたちが読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組むための総合的かつ計画的な施策の方向性を明らかにするものです。

この計画により、家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進に当たり、市の施策や方向性について市民の皆さんと共有するものです。市民の皆さんには、この計画に理解と協力を期待するとともに積極的な参画を願うものです。

なお、本計画は、国計画、県計画を踏まえ推進するものとし、「大船渡市教育振興基本計画」、「大船渡市の教育の振興に関する施策の大綱」、「大船渡市総合計画」及び「大船渡市復興計画」の基本理念を踏まえて策定するものとします。

３　計画の期間等

本計画の期間は、大船渡市総合計画との整合を図り、平成 28 年度から平成 32 年度までの６年間とします。

また、本計画の対象は、本市に在住する子どもたち（乳幼児・児童・生徒等、おおむね 18 歳までを目途）とします。

第２章 子どもの読書活動の意義と本市の現状

１　子どもの読書活動の意義

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」平成13年12月）であり、今までに出会わなかったさまざまな新しい世界とめぐり会うことにより、新たな自分をかたちづくる営みといえます。

子ども一人一人が、社会生活を営む上で必要な基礎・基本を身に付け、自ら学び考える力を育むと同時に、その基盤となる豊かな人間性を培うためには、読書に親しみ、それが喜びや楽しみとなって日常生活の中に定着していくことが望まれます。

さらには、東日本大震災を経験した本市の子どもたちが、読書によって一層元気にたくましく成長することが期待されます。

これらのことから、子どもの読書活動の推進に関する様々な取組は、「すすんで本を読む子どもの育成」を目指す必要があります。

そこで、本計画のスローガンを次のとおりとします。

みんな　本が好きな子　おおふなと

(1) これからの時代に求められる国語力、言語力と読書活動

国の文化審議会が平成16年2月に答申した「これからの時代に求められる国語力について」では、人々の生活を取り巻く環境がこれまで以上に急速に変化していくことが予想される「これからの時代」を考えるとき、国語力の重要性について改めて認識する必要があるとし、自分以外の人々との意思疎通などにおいて、多様で円滑なコミュニケーションを実現するためには、これまで以上の国語力が求められることや、従来、家庭や家族が有していた子どもたちへの言語教育力の低下が大きな問題であることを指摘しています。

また、近年の日本社会に見られる人心などの荒廃が、人間として持つべき感性・情緒を理解する力、すなわち情緒力（他人の痛みを自分の痛みとして感じる心、美的感性、もののあわれ、懐かしさ、家族愛、郷土愛、日本の文化・伝統・自然を愛する祖国愛、名誉や恥といった社会的・文化的な価値にかかわる感性・情緒を自らのものとして受け止め、理解できる力）の欠如に起因する部分が大きいと考えられることも問題であり、この情緒力の形成のためには、「読書」が欠くことのできない大切なものである、としています。

国語力との関係でも、読書は国語力を構成している「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」「国語の知識等」のいずれにもかかわり、これらの力を育てる

上で中核となるものであり、特に、すべての活動の基盤ともなる「教養・価値観・感性等」を生涯にわたって身に付けていくために極めて重要なものであるとしています。

さらに、テレビや携帯電話、インターネット等のさまざまな情報メディアの発達や普及による、子どもの生活環境の変化等により、子どもの年齢が上がるにつれ、読書離れが増加する」との指摘がなされています。情報化社会の進展が、断片的な情報を受け取るだけの受け身の姿勢を人々にもたらしやすくなりがちであることから、自分でものを考え「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことが切実に求められています。

⑵ 子どもの発達段階と読書活動

読書活動は国語力や言語力を向上させるばかりでなく、生きる力を育むうえでの基本となると同時に、生涯を通じた楽しみのもととともなることから、子どもの発達段階に応じて継続的にその習慣を身に付けることが大切です。

乳幼児期は、本にかかわる最初の入り口であり、幼児にとっては、楽しいお話の世界を楽しむ契機となります。また、絵本を媒介として、保護者等との温かなコミュニケーションができる最も楽しいひとときでもあります。

小学校になると、低学年では、民話や童話などいろいろな物語に親しむようになります。中学年では、黙読しながら比較的長い文章も読めるようになります。

高学年になると、本の選び方にもそれぞれの興味・関心が反映される一方で、調べ学習など、目的に応じた本を選択して読むこともできるようになります。

このように、小学校では、段階的に自ら本を読むことの楽しさを体験するようになるため、子どもの読書に対する興味や関心を高めながら、読書習慣の形成や定着を図るような働きかけが重要となります。

中学生や高校生になると、読書の範囲が広がるなど、読書活動の充実期といえます。読書活動を積み重ねることで、本からさまざまな刺激や影響を受けるようになり、この段階において定着した読書習慣は、生涯を通じて継続されることが多いようです。

また、各種調査からも、学年が上がるにつれて読書離れが進んでいるという状況が見られ、小学校段階から中学校段階への「橋渡し」ともいうべき、いわゆる児童書から一般書等への移行が円滑に行われるような周囲の適切な支援が重要であるとの指摘もあります。このように、子どもの発達の段階に応じて、読書活動を通して、文字や文章に親しむ習慣を身に付けることが大切です。

２　国及び県の動向

⑴　国の動向

- 平成 13 年 12 月　子どもの読書活動の推進に関する法律成立
- 平成 14 年 8 月　子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画策定
- 平成 16 年 2 月　文化審議会答申
- 平成 17 年 7 月　文字・活字文化振興法成立

・　平成 20 年 3 月　　第 2 次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画策定
・　平成 25 年 5 月　　第 3 次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画策定

子どもの読書活動の推進に関する法律は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしています。さらに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表するよう努めること、４月 23 日を「子ども読書の日」とすることなどを定めています。

国計画では、国の責務として社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組の推進、必要な体制の整備、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供、施設・設備その他の諸条件の整備・充実に努めることとしています。社会的機運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について、広く普及啓発を図ることを重点としています。

(2)　県の動向

・　平成 16 年 3 月　岩手県子どもの読書活動推進計画「いわて子ども読書プラン」策定
・　平成 17 年　　岩手県生涯学習振興計画“学びの里いわて 21”後期計画策定
・　平成 21 年 6 月　第 2 次岩手県子どもの読書活動推進計画策定
・　平成 26 年 6 月　第 3 次岩手県子どもの読書活動推進計画策定

県計画では、子どもの読書活動の推進について、本県が進める知・徳・体のバランスのとれた教育の推進のうち、「知」及び「徳」の教育を支える重点施策の一つと捉えています。その上で、「子どもの読書活動の推進という共通の目的に向けた、家庭、学校、地域、公共機関等に期待する役割を整理し、施策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとしています。

３　本市の現状と課題

平成 26 年度に市内で実施したアンケート調査結果から、本市における子どもの読書活動の現状と課題を見てみます。

(1)　「大船渡市子ども読書活動推進プラン」策定に係るアンケート調査

- 調査日　　平成 26 年 1 月の読書状況を対象に、同年 5 月～6 月に実施
- 調査対象者　市内の小学校、中学校の児童生徒
- 回答数　　2,603 人（回答率 97.2%：対象者数 2,678 人）
- 本の定義　　題名が付けられ作品として独立した書物。読み物であっても雑誌は含まない。文章を中心に構成された書物。挿絵のある作品、絵本は対象とするが、娯楽的マンガは対象外。ただし、マンガの手法を使った教養作品は対象。

［集計結果］

①　小学生・中学生の状況

ア　１ヶ月で１冊以上本を読んだ児童生徒の割合

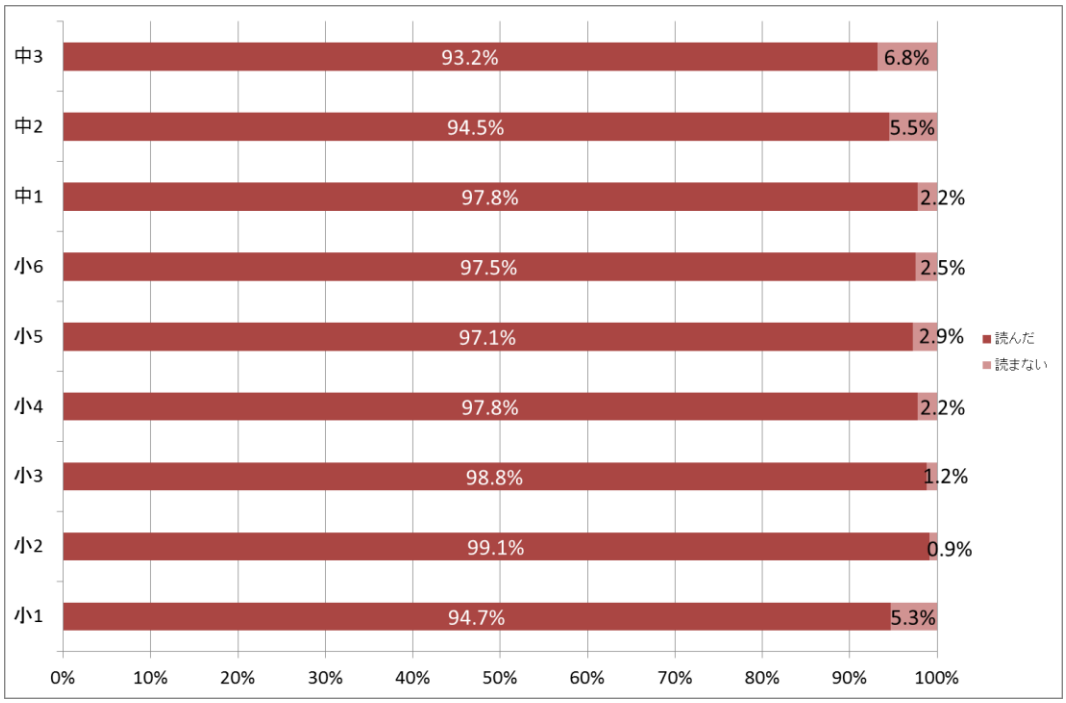

本を読んだ割合は、小学生では高く、中学生では学年が上がるにつれて落ち込みますが、中学 3 年でも、90%以上の生徒が 1 ヶ月で 1 冊以上読書しています。

イ　１ヶ月で１冊以上本を読んだ児童生徒の読書量（1 人平均冊数）

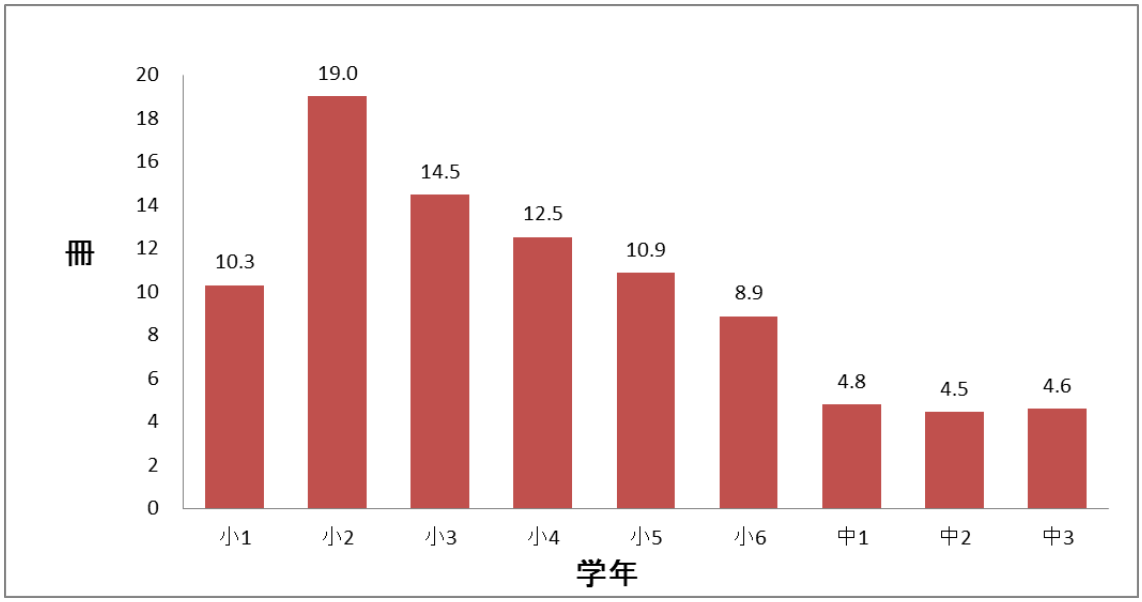

平均冊数は、小学校 2 年をピークに減少し、中学生では各学年とも横ばいの傾向となっています。

② 小学 5 年生、中学 2 年生の読書冊数対県比較

ア　１ヶ月で１冊以上本を読んだ児童生徒の割合

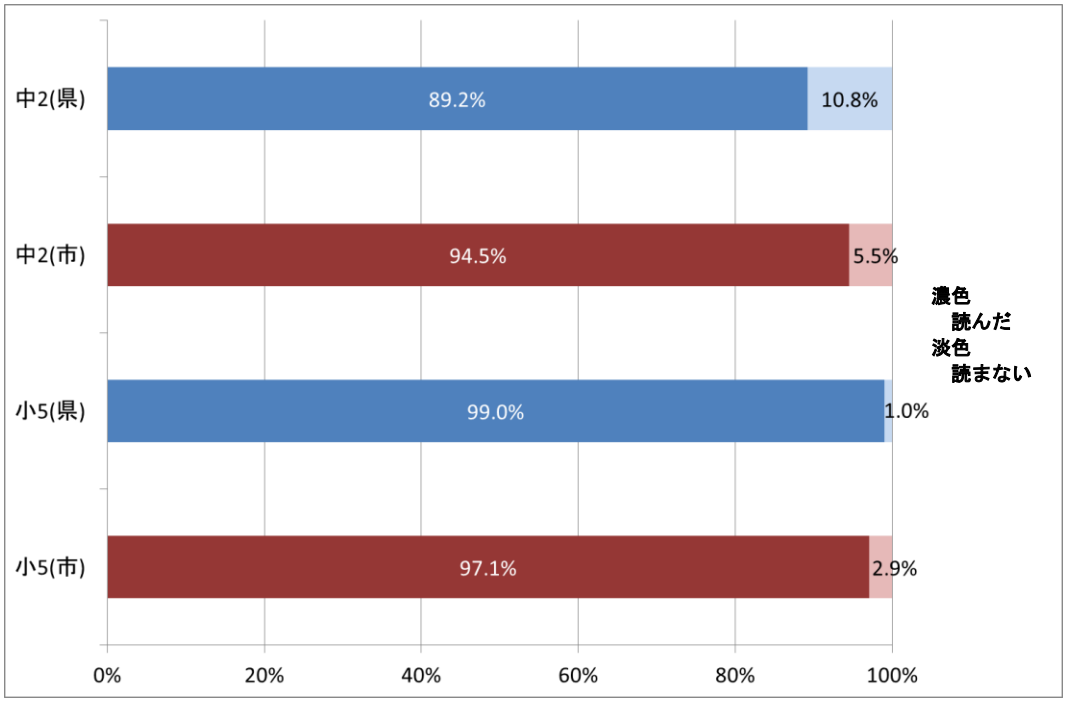

本市では小学生が若干県平均を下回り、中学生は上回っています。

イ　１ヶ月で１冊以上本を読んだ児童生徒の１人平均の読書冊数

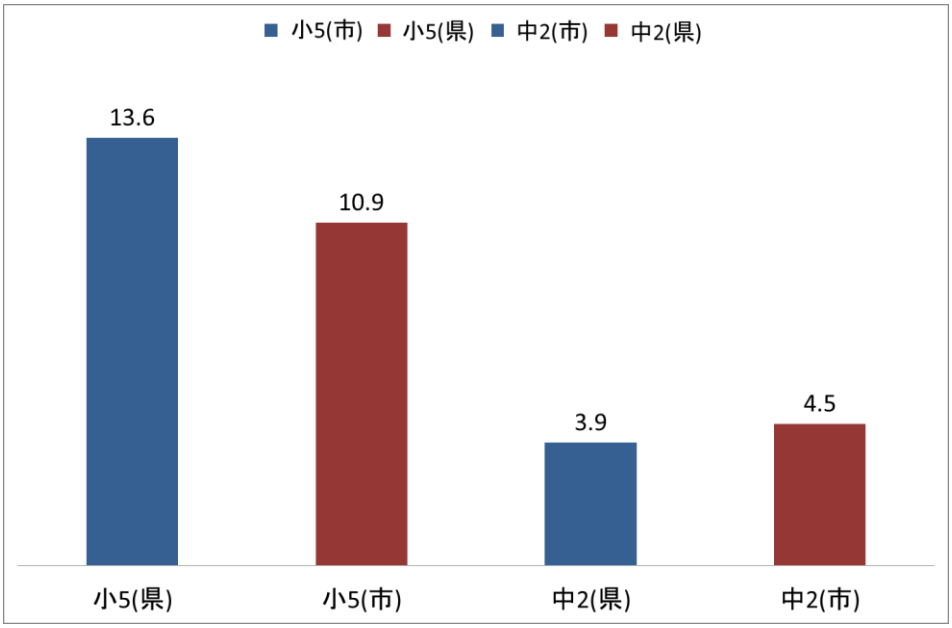

小学５年生では、県 13.6 冊に対し、本市は 10.9 冊と下回るものの、中学２年生では市 4.5 冊、県 3.9 冊と県平均より上回り、１ヶ月で１冊以上本を読んだ児童生徒の割合と同様の傾向を示しています。

③　子どもの読書についての意識（小学５年生、中学２年生）

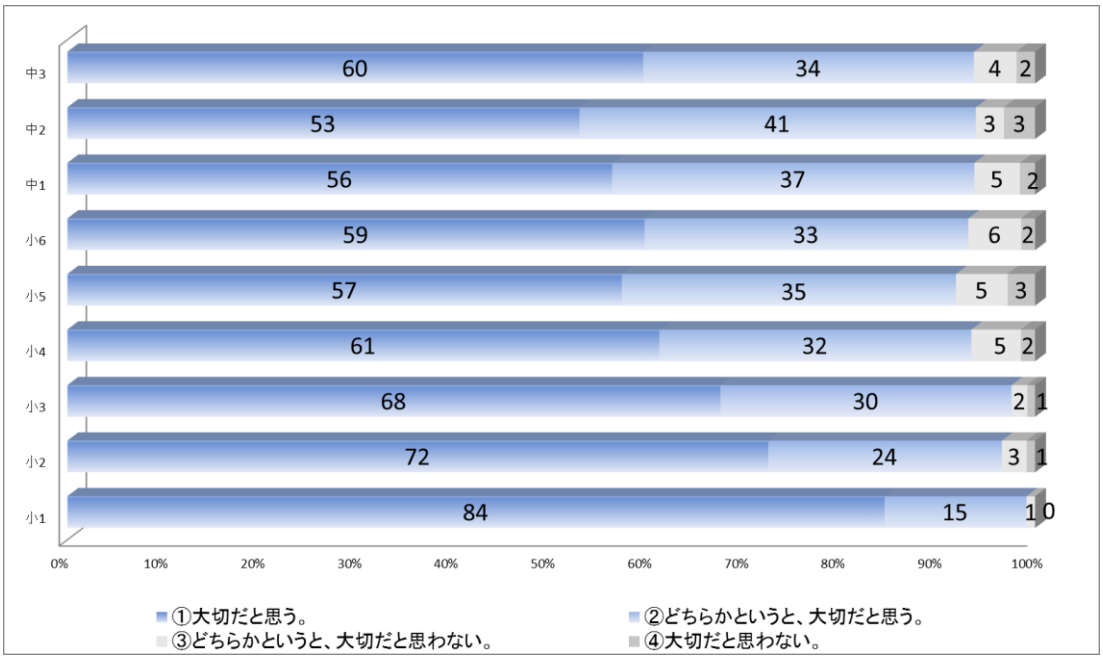

読書は「大切だと思う」「どちらかというと、大切だと思う」と答えた児童生徒が、

全学年で 90%を超えています。

「どちらかというと、大切だと思わない」「大切だと思わない」の否定的な意識は、小学 4 年生以降から、増加する傾向にあります。

④　課題

「読書が大切だ」と思う児童生徒の割合は、1 ヶ月に 1 冊以上本を読んだ割合とおおむね相関しているといえます。

読書が大切だという意識が培われるためには、知らなかったことが分かった、楽しい気持ちになった、興味深い体験をしたなど、良質な読書体験を数多く経る必要があります。良質な読書体験を重ねることで読書が好きになり、結果として読書量が増えていきます。

一方、1 冊も本を読まない児童生徒は、小学校では学年が上がるにつれて減るものの、中学校に入って再び増える傾向にあります。

特に、小学４年生ごろから読書に対する肯定的な意識が低下しています。以降、成長するにつれ読書量も減っていき、中学生までその傾向が続くことから、自我が形成され始める小学校中学年までに良好な読書体験を豊富に得られるようにする方策が必要であると推察されます。

中学校の読書量が小学生に比べて大きく減っていますが、中学生が読む本は小学生が読む本に比べ、文章量も多く内容も格段に深くなることから、一冊を読み終えるためにかかる時間も多く必要になりますので、一概に比較できません。

しかしながら、小学校中学年以降の児童生徒の多くが放課後のスポーツ少年団活動や部活動、学習塾などにより本を読みにくい環境に置かれていることは、確かです。この環境を変えることは容易ではありませんが、例えば、1 日のうち一定の時間を読書に充てる習慣を身につけさせるための工夫や取組が望まれます。

(2)　市立小中学校の現状

①　学校図書館の蔵書の状況（平成 25 年度）

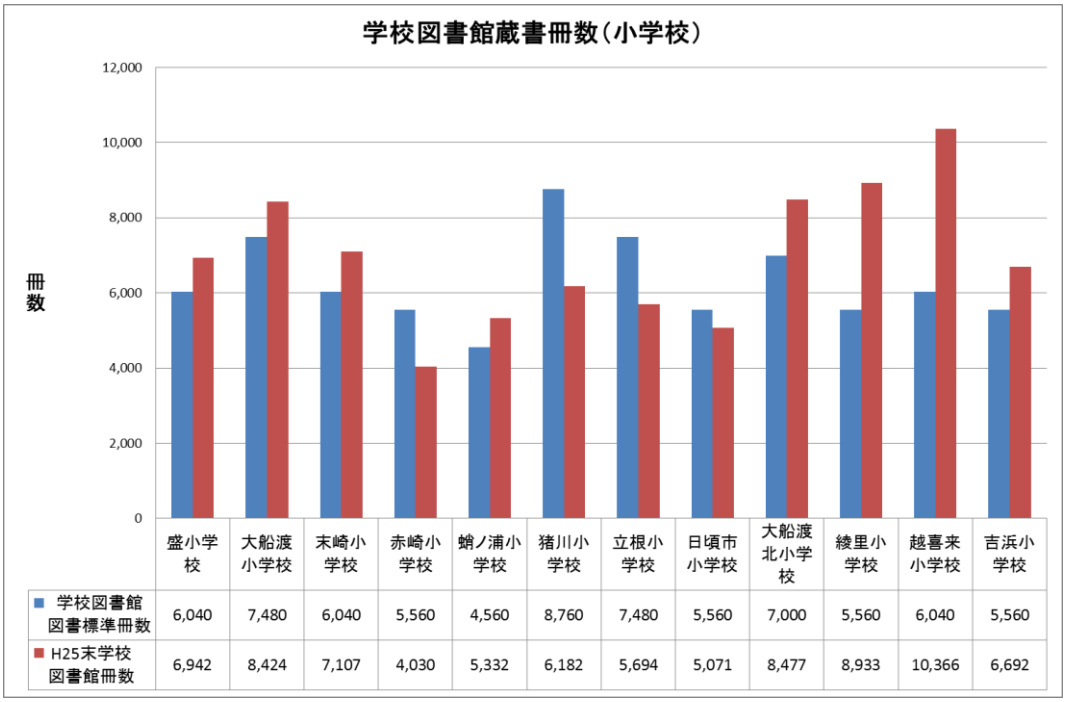

	盛小学校	大船渡小学校	末崎小学校	赤崎小学校	蛸ノ浦小学校	猪川小学校	立根小学校	日頃市小学校	大船渡北小学校	綾里小学校	越喜来小学校	吉浜小学校
学校図書館図書標準冊数	6,040	7,480	6,040	5,560	4,560	8,760	7,480	5,560	7,000	5,560	6,040	5,560
H25末学校図書館冊数	6,942	8,424	7,107	4,030	5,332	6,182	5,694	5,071	8,477	8,933	10,366	6,692

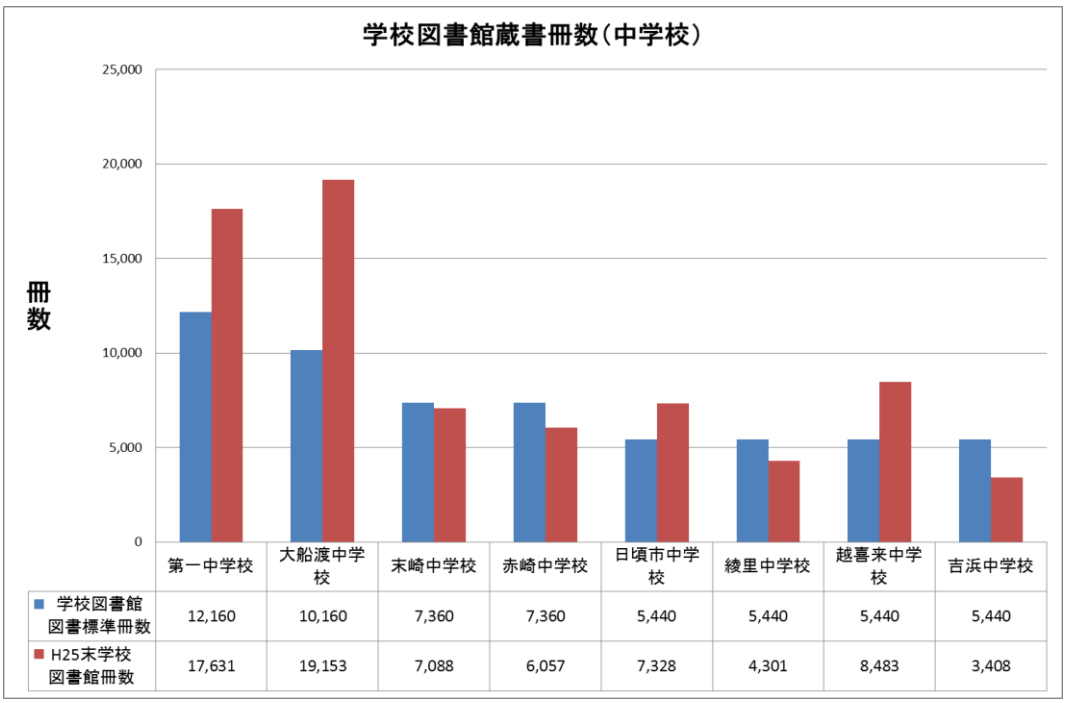

	第一中学校	大船渡中学校	末崎中学校	赤崎中学校	日頃市中学校	綾里中学校	越喜来中学校	吉浜中学校
学校図書館図書標準冊数	12,160	10,160	7,360	7,360	5,440	5,440	5,440	5,440
H25末学校図書館冊数	17,631	19,153	7,088	6,057	7,328	4,301	8,483	3,408

小中学校図書館蔵書冊数は、市内 20 校中 12 校で国が定める標準を超えています。

国の図書標準冊数を蔵書している学校の割合は、全国の小学校で 60.2%、中学校で 52.3%でした。本市は、小学校 66.7%、中学校 50.0%ですので、小学校は全国を上回り、中学校で下回っています。国の標準を満たさない学校を中心に、さらなる蔵書の充実が望まれます。

(3)　大船渡市立図書館の現状

①　児童書の蔵書の現状

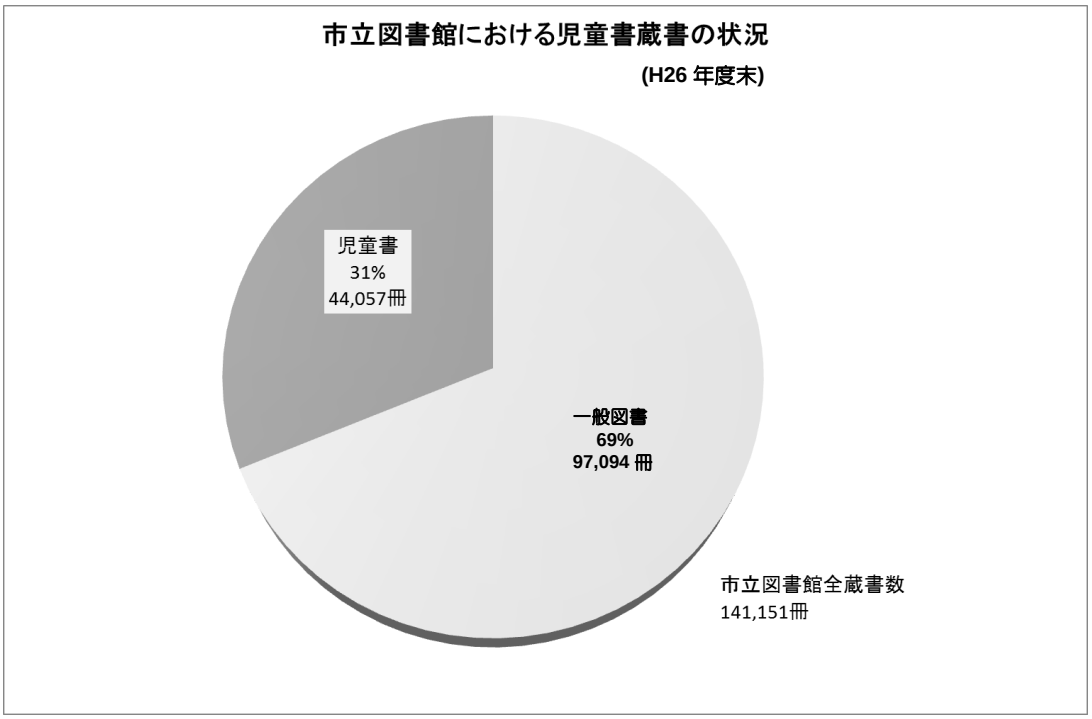

市立図書館の蔵書は、児童書（童話や絵本などの小学生以下向けの図書）が 44,057 冊(31.2%)となっています。県立図書館が 27,382 冊 3.7%で、盛岡市では約 51,000 冊 19.6%と比較すると、本市では相対的に児童書の蔵書割合が多くなっています。(文部科学省の H15 年統計では全国の図書館の児童書蔵書割合は 24.5%)

なお、近年の蔵書数の推移は、次のとおりです。

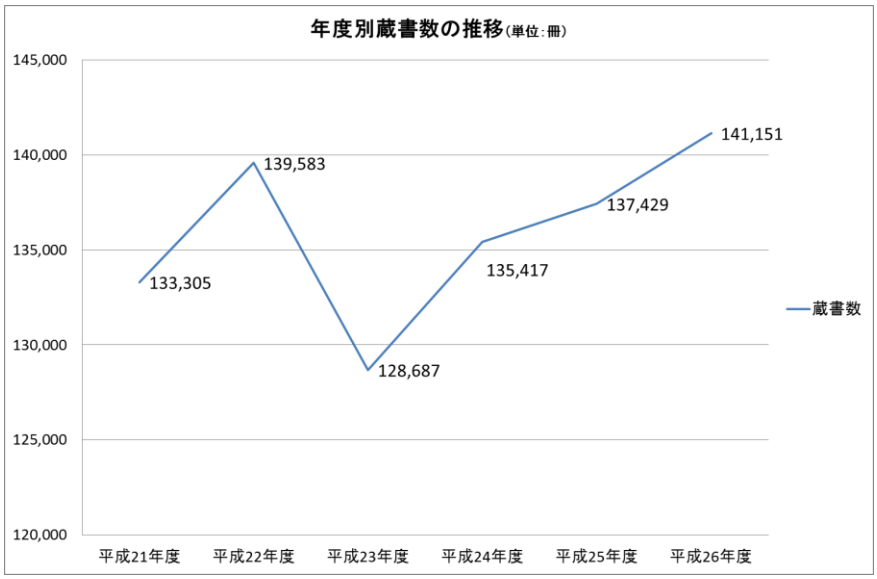

平成 23 年度に大幅に減少した主な理由は、震災に伴う借り出されていた蔵書の喪失です。

第 3 章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方

第 2 章で示した国・県の動向や本市の現状を踏まえ、大船渡市の子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、次の基本的な考え方のもと、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進に向けた施策を展開するとともに、そのための条件整備と充実等に取り組みます。

１　子どもが本に親しむ環境づくり

(1) 大人の責任の自覚

子どもの読書活動は、真に日常生活に根ざしたものとなることが大切であり、活動を支え導くのは、保護者であり、教員であり、大人社会全体です。

周囲の大人が、読書の素晴らしさを自らも体験しながら、その魅力を子どもたちに伝えていくことが重要であり、保護者として、教員として、あるいは地域社会の一員として、具体的な実践が期待されています。

(2) 発達段階に応じた読書環境の整備

子どもが本に魅力を感じながら自主的に読書活動に取り組み、習慣として形成・定着するためには、子どもが読書の楽しさと出会うきっかけを与え、読書活動を広げ深めることができる周囲の様々な支援が必要となります。

また、そうした働きかけは、子どもの読書活動の現状や発達段階に応じた適切なものでなければなりません。

そのためには、子どもの豊かな読書活動を支える人的環境づくり（育成や活用）や物的環境づくり(施設・設備、図書資料等の諸条件の整備・充実)が欠かせません。

(3) 子どもの読書活動に関する普及・奨励

子どもは、周囲の人々の様々な働きかけや、読書をする姿等に触発されながら読書活動に取り組みます。

子どもの自発的な読書活動の推進のためには、乳幼児期からの発達段階に応じた子どもの読書活動の意義や重要性について、市民一人ひとりが理解と関心を深めながら、社会全体で読書活動を推進する機運を高めていくことが重要です。

２　家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進

(1) 教育振興運動と連動した取組

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等を含めた社会全体が、それぞれ担うべき役割を自覚し、連携協力しながら果たしていくことが重要です。

平成 18 年に改正された教育基本法でも、家庭、地域、学校の連携協力について規定されています。本市では、今後、「教育振興運動」と連動した、家庭、地域、学校との協働により、子どもの読書推進を図ります。

(2) 読書の感動や楽しさを共有する取組

子どもにとって、心を揺り動かされた本との出会いは貴重な体験となります。その感動や楽しさを子どもが他者と共有することも大切なことです。

このことから、家庭、地域、学校等の連携により、子どもたちが読書の感動や楽しさを共有するための取組が求められます。

第４章　子どもの読書活動の推進における市の取組の方向性

第３章で示した基本的な考え方を踏まえ、子どもの読書活動の推進のための諸条件を整備・充実させるとともに、家庭、地域、学校、行政がおのおのの役割をしっかりと果たしていくことで、子どもの読書活動の推進を図ります。

１　読書活動推進の中核となる施設の整備・充実

子どもは、乳幼児の段階から家庭でおはなしを聞いたり、読み聞かせをしてもらったりする体験を重ねながら、読書への関心を芽生えさせます。その芽を大きく育むのは、まず家庭ですが、学校図書館と市立図書館が子どもの読書推進の中核施設としての役割を果たすことが期待されます。

学校図書館と市立図書館における施設設備、図書館資料等諸条件の整備・充実に関する取組の方向性を次のとおりとします。

（１）学校図書館の充実

学校図書館は、子どもの日常生活において最も身近に本とふれあうことのできる場所です。それゆえ、子どもの豊かな読書経験を支えていくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味関心に応える魅力的な図書資料を整備・充実させていくことが必要です。

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップのもと、学校図書館を担当する教職員が中心となって子どもの読書活動を効果的に進める必要があります。そのためには、全教職員による共通理解を得ることはもとより、保護者や地域のボランティア、市立図書館等と連携した具体的な取組が期待されます。

さらには、児童会や生徒会活動の中で取り組まれている図書委員会等の活動について、自主的・実践的な活動ができるよう、計画的な支援・指導を行うことが大切です。

取組の重点
○学校図書館図書標準に基づく図書整備率の向上と、図書資料の適正な更新
○学校図書館と地域の読書ボランティアの連携の推進
○図書委員会活動等に関する支援・指導の充実
○学校図書館資料の確保と市立図書館と連携した児童生徒への資料提供
○学校図書館運営計画、学校読書指導計画等の充実

（２）市立図書館の充実

市立図書館は、子どもにとって自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、保護者にとっては子どもに与えたい本を選択したり子どもの読書について相談したりできる場所です。

市立図書館では、県内の市町村立図書館の中でも特に児童書を多く蔵書しているほか、読み聞かせの専用スペースや幼児や児童等、親子連れの利用者のための閲覧コーナーを設置するなど、子どもの読書推進の中核施設としての諸条件が整備されています。

図書館内での貸出やレファレンスサービスのほか、移動図書館車かもしか号の市内巡回等による遠隔地への貸出のほか、ボランティア団体等と連携して読み聞かせやおはなし会を定期的に開催したり、子ども向けの図書展等も企画するなど、子どもの読書を推進するうえで重要な役割を担っています。

これらの優れた特徴を生かしつつ、子どもの読書環境の更なる充実のために、次のような取組が必要です。

取組の重点

○より多くの子どもたちや保護者が図書館サービスを利用できる環境づくり

○小・中学校をはじめ、保育園、こども園、放課後児童クラブ、高等学校等を対象とした読書活動推進のためのサービスの充実

○学校や地域の読書ボランティアの把握と専門的な視点からの活動支援

○研修の受講や業務を通じた研鑽などによる図書館職員の資質の向上

２　家庭、地域、学校等における読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等を含めた社会全体が、それぞれ担うべき役割を自覚し、連携協力しながら役割を果たしていくことが重要です。

この項では「家庭、地域、学校等に期待する役割」と「市が果たす役割」を示します。

（１）家庭における取組の推進

家庭生活の中に読書が位置づけられるよう、保護者の皆さんに子どもの発達段階や興味に即した働きかけを行うとともに、保護者も一体となって読書に親しむよう、次のとおり取り組みます。

家庭に期待する基本的役割

○親子（大人と子ども、子ども同士）で読書に親しむ機会を設けること ○学校や地域と連携して読書活動に取り組むこと ○読んだ本のことについて語り合うこと

市は、子どもの成長段階に応じた各種事業を行います。特に保護者等、家庭で子どもたちを取り巻く大人への手立てに工夫しながら、次のとおり取り組みます。

ア　子どもが本に親しむ環境づくり

・読書活動推進に関する身近な情報や啓発資料の提供
・家庭教育学級等における子どもの読書活動の重要性に関する学習機会の提供
・市立図書館資料の充実
・読み聞かせ会等を通じた魅力あるサービスの提供

イ　家庭・地域・学校等が連携協力した取組の推進

・教育振興運動による取組の推進
・中央公民館、市立図書館、市立博物館が連携した読書活動の推進
・保健福祉部局との連携・協力

ウ　読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動

・児童生徒による読書を通じた社会参加活動の情報や機会の提供
・生涯学習推進事業を通した読書活動の推進

市が行う主な事業

○市広報による新着図書、移動図書館車巡回予定、催事情報等の提供 ○市ホームページ、図書館情報システムによる情報提供 ○移動図書館車の巡回サービス ○青少年向け図書コーナーの充実 ○ブックスタート事業 ○読書感想文コンクール ○読み聞かせ会等

（２）地域における取組の推進

地区公民館、読書ボランティア団体、ＰＴＡ、子ども会等、地域の皆さんには、読み聞かせや文庫活動等の主体的な活動を行ったり、学校や家庭、図書館等における子どもの読書活動推進の支援について、地域の教育力を生かした取組を期待します。

地域に期待する基本的役割

○子どもがよりよい環境で本に親しめるよう、学校図書館等の環境整備を支援すること ○家庭や学校と連携して読書活動に取り組むこと ○読書ボランティア活動を支援・推進すること

市は、市立図書館の館外事業を中心に、地域の大人や組織が協働して子どもたちの健全育成に取り組む「教育振興運動」との連携を図りながら、次のとおり取り組みます。

ア　子どもが本に親しむ環境づくり
- 地区公民館等の文庫活動の充実
- 読み聞かせ会等を通じた魅力あるサービスの提供

イ　家庭・地域・学校等が連携協力した取組の推進
- 地域の読書ボランティア団体等への支援の充実
- 学校等と読書ボランティア等との連携促進
- 教育振興運動による「読書活動推進」の取組の奨励と支援

ウ　読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進
- 児童生徒による読書を通じた社会参加活動の情報や機会の提供

市が行う主な事業

○移動図書館車の巡回サービス ○読み聞かせボランティア連絡会議の開催 ○保育施設、社会教育施設等への団体貸出

（３）学校等における取組の推進

学校等には、教育活動の全般にわたり「言葉の力」や「豊かな心」を育む、中核的な活動の一つとして読書活動を位置づけ、家庭や地域と連携して読書活動に取り組むこと、市立図書館等と協働した取組が求められます。

学校等に期待する基本的役割

○子どもの発達段階に即した読書指導や環境整備に取り組むこと ○家庭や地域と連携して読書活動に取り組むこと ○友達や大人等の他者に対し、読書を通して感じたことを伝える機会を設けること

市は、学校図書館の支援を中心に、次のとおり取り組みます。特に、学校図書館と地域ボランティア等とのコーディネート等に配慮します。

ア　子どもが本に親しむ環境づくり

・学校等の実情に応じた特色ある活動・取組に関する支援

・図書担当教員の指導力向上を図るための取組

・市立図書館による定期配本等の継続的実施

イ　家庭・地域・学校等が連携協力した取組の推進

・図書担当教員と読書ボランティア等のコーディネート

・教育振興運動による「読書活動推進」の取組の奨励と支援

ウ　読書の楽しさを伝える子どもによる社会参加活動の促進

・児童生徒による読書を通じた社会参加活動の情報や機会の提供

市が行う主な事業

○移動図書館車の巡回 ○大船渡地区学校図書館協議会との共催による読書感想文コンクール ○学校図書館運営への助言 ○学校図書館資料の充実

３　関係機関等との連携協力及び推進体制の整備・充実

市は、学校図書館と市立図書館を子どもの読書活動推進の中核施設と位置づけ、本市の課題や特色に応じた取組を推進します。特に、家庭、学校をはじめ、地域等における関係機関・団体等との連携・協力をコーディネートする役割を担うとともに、読書ボランティアの活動を支援します。

その中で、各種取組が「本が好きな子どもの育成」にどのように寄与しているか、その成果を踏まえながら、今後、次のことに取り組みます。

（１）関係機関等との連携・協力

・団体貸出の促進
・市立図書館による学校図書館担当者への支援
・総合的な学習の時間をはじめとする子どもの学習活動に対応した図書館サービスの充実
・岩手県教育委員会及び沿岸南部教育事務所との連携の促進
・読書ボランティア団体等との連携の促進
・岩手県立図書館との連携の推進
・岩手県読書推進運動協議会との連携
・「読書週間」等の全国的、全県的な取り組みの活用と連携

（２）推進体制の整備・充実

・子どもの読書推進の状況を評価し改善する仕組みの確立
・市内保育園、こども園、学童保育施設、市立小・中学校、県立光陵支援学校、県立高等学校等との連携・協力の促進
・大船渡地区学校図書館協議会と市立図書館との情報共有･意見交換の機会拡充
・市立図書館職員や図書担当教員の研修機会の拡充
・教育振興運動における子どもの読書推進の位置づけの明確化と事業推進

（３）子どもの読書活動の普及・奨励分野における連携・協力

・市広報紙・ホームページをはじめ、地域のきずなネットワーク、ＦＭねまらいん等、各種メディアを活用した読書推進に関する情報提供・啓発活動の推進
・先進事例の調査・研究等による普及・奨励活動の推進
・特色のある読書推進活動事例の収集と学校・地域・家庭への普及・奨励
・関係機関が作成する資料やブックリストの活用

４　計画指標

本計画の実施にあたり、平成 32 年度における計画指標を、成果指標及び事業指標の別にそれぞれ次のとおり設定します。

＜成果指標＞

区　　分	平成 27 年度	平成 32 年度
「本を読むのが好き」と答えた児童・生徒の割合（※1）	小学 5 年生　45.4% 中学 2 年生　47.1%	小学 5 年生　100% 中学 2 年生　100%
「読書は大切だ」と答えた児童・生徒の割合（※1）	小学 5 年生　57% 中学 2 年生　53%	小学 5 年生　70% 中学 2 年生　70%
１ヶ月に１冊以上本を読んだ児童・生徒の割合（※1）	小学 5 年生　97.1% 中学 2 年生　94.5%	小学 5 年生　98% 中学 2 年生　96%
１ヶ月に読んだ本の冊数（※1）	小学 5 年生 10.9 冊 中学 2 年生　4.5 冊	小学 5 年生 12.5 冊 中学 2 年生　5.8 冊
「市読書感想文コンクール」に取り組む学校等(※2)の割合	95.5%	100%

出典：※1 平成 27 年度指標値＝「大船渡市子ども読書活動推進プラン」策定に係るアンケート調査（平成 26 年 5 月～6 月）

※2　平成 27 年度指標値＝大船渡市立図書館資料、学校等＝市立小・中学校、市内県立高等学校

＜事業指標＞

区　　分	平成 27 年度	平成 32 年度
市立図書館蔵書冊数	141,151 冊	145,000 冊
学校図書標準を満たす蔵書を有する学校の割合	小学校　33.3% 中学校　50.0%	小学校　100% 中学校　100%